

②

令和6年

市議会4月臨時会議案
(その2)

静岡市

議案説明

自議案第105号

専決処分の報告及びその承認について

至議案第106号

いずれも、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

議案第105号は、令和5年度静岡市一般会計補正予算（第9号）で、年度末に至り、静岡市土地開発公社に委託して取得する主要地方道山脇大谷線道路事業用地費ほか1件の確定に伴う債務負担行為を変更したほか、ふるさと寄附金管理等業務経費ほか2件の債務負担行為を廃止する予算の補正について、緊急を要したため専決処分したものである。

議案第106号は、静岡市税条例の一部改正で、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の定額減税の実施等について、緊急を要したため専決処分したものである。

議案第107号 令和6年度静岡市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、令和6年5月26日執行の静岡県知事選挙及び静岡県議会議員補欠選挙に要する経費を計上した。

この結果、補正予算の総額は、279,000千円の増額となった。

追加したものは、選挙費279,000千円である。

この財源として、県支出金279,000千円を充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、353,739,000千円となる。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 105 号	専決処分の報告及びその承認について（令和5年度静岡市一般会計補正予算（第9号））	4
議案第 106 号	専決処分の報告及びその承認について（静岡市税条例の一部改正について）	12
議案第 107 号	令和6年度静岡市一般会計補正予算（第1号）	22

議案第105号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度静岡市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年4月25日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度静岡市一般会計補正予算（第9号）について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

静岡市長 難 波 喬 司

令和5年度静岡市の一般会計の補正予算（第9号）

令和5年度静岡市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(変更)

区分	事 項	期 間	限 度 額
変更前	静岡市土地開発公社に委託して取得する主要地方道山脇大谷線道路事業用地費(令和5年度分)	自令和6年度 至令和9年度	300,000千円 及び利子相当額
変更後	静岡市土地開発公社に委託して取得する主要地方道山脇大谷線道路事業用地費(令和5年度分)	自令和6年度 至令和7年度	49,554千円 及び利子相当額
変更前	静岡市土地開発公社に委託して取得する日出町高松線外11路線街路事業用地費(令和5年度分)	自令和6年度 至令和9年度	1,100,000千円 及び利子相当額
変更後	静岡市土地開発公社に委託して取得する日出町高松線外4路線街路事業用地費(令和5年度分)	自令和6年度 至令和7年度	530,752千円 及び利子相当額

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと寄附金 管 理 等 業 務 附 経 金 費	自 令 和 6 年 度 至 令 和 8 年 度	令和6年度から令和8年度の各年度における返礼品の調達、配送に要する額及び各年度の寄附額の合計額に100分の8を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む）に相当する額。
静岡市民文化会館 再 整 備 事 業 館 費	自 令 和 6 年 度 至 令 和 9 年 度	12,378,000千円
海洋文化施設 海 洋 文 化 施 設 費	令 和 2 3 年 度	16,960,000千円に金利変動、物価変動及び需要変動による増減額（当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。）並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。

**令和5年度静岡市一般会計
補正予算事項別明細書**

債務負担行為調書

(変更後)

事 項	限 度 額	4年度末までの 支 出 額		5年度以降の 支出(予定)額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円	
静岡市土地開発公社に委託して取得する主要地方道山脇大谷線道路事業用地費(令和5年度分)	49,554 及び 利子相当額			6 ～ 7	49,554 及び 利子相当額	27,254	20,000	0	2,300 及び 利子相当額
静岡市土地開発公社に委託して取得する日出町高松線外4路線街路事業用地費(令和5年度分)	530,752 及び 利子相当額			6 ～ 7	530,752 及び 利子相当額	284,787	221,200	0	24,765 及び 利子相当額

令和6年度静岡市一般会計
予算事項別明細書

債務負担行為調書

事 項	限 度 額	5年度末までの 支 出 額		6年度以降の 支出(予定)額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円	
静岡市土地開発公社に委託して取得する主要地方道山脇大谷線道路事業用地費(令和5年度分)	49,554 及び 利子相当額			6 ～ 7	49,554 及び 利子相当額	27,254	20,000	0	2,300 及び 利子相当額
静岡市土地開発公社に委託して取得する日出町高松線外4路線街路事業用地費(令和5年度分)	530,752 及び 利子相当額			6 ～ 7	530,752 及び 利子相当額	284,787	221,200	0	24,765 及び 利子相当額

議案第106号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年4月25日提出

静岡市長 難波喬司

専決第2号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

静岡市長 難波喬司

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の4の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の所得割の特別税額控除）

第16条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第16条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条、第22条から第23条の3まで、附則第13条第2項、附則第16条第1項、附則第16条の3の2第1項、前条及び附則第18条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第23条第2項、第40条の5第1項及び前条の規定の適用については、第23条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第40条の5第1項中「課した」とあるのは「附則

第16条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第16条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第16条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同

条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第40条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第16条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第40条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第16条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第40条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個

人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第40条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1

期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第40条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第16条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に

係る個人の市民税の額から第40条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はなしとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はなしとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第40条の5第2項の規定により読み替えられた第40条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第40条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第16条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第40条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

附則第17条第2項中「前条」を「附則第16条の4」に改め、同条第3項中「第23条の3第1

項」の次に「、附則第16条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第23条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第16条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第17条第2項及び」と、前条中「附則第16条の4及び」とあるのは「附則第16条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第19条の2第9項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とする。

附則第20条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第22条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第24条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和

6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第25条中「(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第27条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第28条第4項を削る。

附則第28条の2第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第30条中「又は第4項」を削る。

附則第33条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第35条中「第31項から第33項まで、第35項、第38項若しくは第39項」を「第31項、第32項、第34項、第37項若しくは第38項」に改める。

附則第35条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第36条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第37条中「(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第38条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第39条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第40条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第41条第3項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第42条第3項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第45条第5項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第52条第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第52条の2第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第52条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第52条の2第5項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第52条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第53条第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第53条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第53条第5項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第53条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の静岡市税条例(第4項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。第5項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第107号

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度静岡市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353,739,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月25日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18 県 支 出 金		20,911,641	279,000	21,190,641
	3 県 委 託 金	1,261,903	279,000	1,540,903
歳 入 合 計		353,460,000	279,000	353,739,000

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		34,070,053	279,000	34,349,053
	5 選 挙 費	402,159	279,000	681,159
歳 出 合 計		353,460,000	279,000	353,739,000